建物を建てるにあたりセットバックをされた方へ

市では、セットバックで後退した敷地の一部について、固定資産税の減免制度、用地の寄付・買取等の制度を設けています。

申込方法など、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

セットバックとは

幅員が４ｍに満たない道路に面して建物を建築するときには、建築基準法の規定で道路の中心線から２ｍ後退した位置まで門塀などを造ることが制限され、敷地の一部が道路として扱われること。

❏固定資産税の減免制度

対　象／通行上なんの支障もなく道路として使用されているセットバックで後退した敷地

※申請には、当該道路部分の面積が分かる図面などが必要です。

問 課税課（☎826-1111　内線2283）

❏後退敷地の寄付・買取等の制度

問 道路課（☎内線2400、2401）

❏そのほか建築に関するお問い合わせ

問 建築指導課（☎内線2254）

EMぼかし菌で雑草をたい肥にしてみませんか？

刈り取った雑草はEMぼかし菌を利用することで、たい肥にできます。土にもどすことで、土壌の状態を改善できますので、ぜひ一度お試しください。

問 環境衛生課（☎826-1111　内線2492）

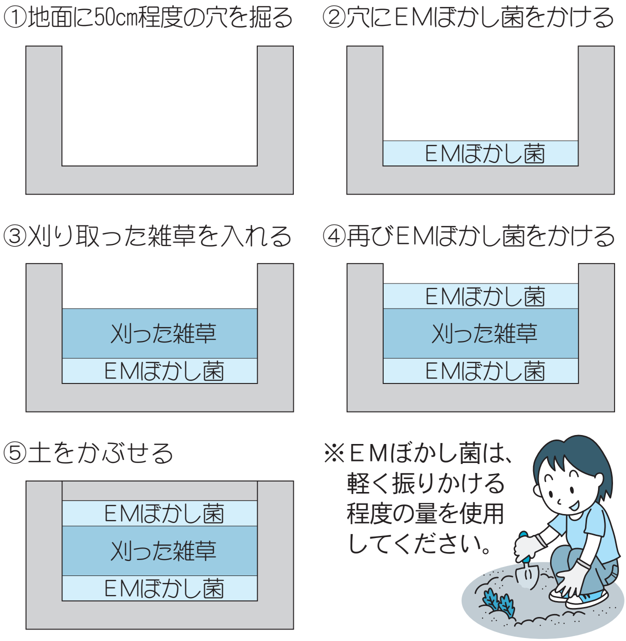

◎菌や雑草の量にもよりますが、３か月ほどでたい肥になります。

EMぼかし菌は、ホームセンターなどで販売しています。（500gで400円から500円程度）

木造住宅の無料耐震診断

市では、市民の皆さんの生命と財産を守るため、建築から一定期間を過ぎた木造住宅で耐震診断を希望する方に、「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。ぜひ受診してください。

申問 建築指導課（☎826-1111　内線2254）

対象となる住宅／市内の住宅で、次のすべてに該当するもの

①昭和56年５月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての木造住宅で、階数が２階以下のもの

②併用住宅については、延床面積の半分以上が住宅の用に供されているもの

③枠組壁工法、丸太組工法または大臣など特別の認定を受けた工法でないもの

④過去に、この制度の耐震診断を受けていないこと

対象者／対象となる住宅の所有者で、市税の滞納をしていない方

実施予定棟数／20棟（先着順）

申込方法／建築指導課、各支所・出張所および各地区公民館にある「土浦市木造住宅耐震診断申込書」を郵送または直接

※年度内に複数回の診断士派遣申請をすることはできません。
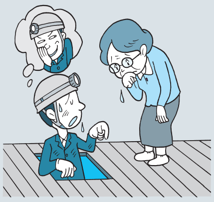
◎市では、申し込みのない方には、診断士を派遣していません。無料耐震診断を装った悪質な点検商法に、ご注意ください。